

盛岡市貸切観光バス事業者支援金Q & A

1 対象となる事業者は？

盛岡市内に本社又は営業所があり、令和5年10月1日時点において国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両を保有し、令和6年3月31日まで事業を継続する意思がある者です。

2 支援金の算定方法は？

次の計算式により算定します。

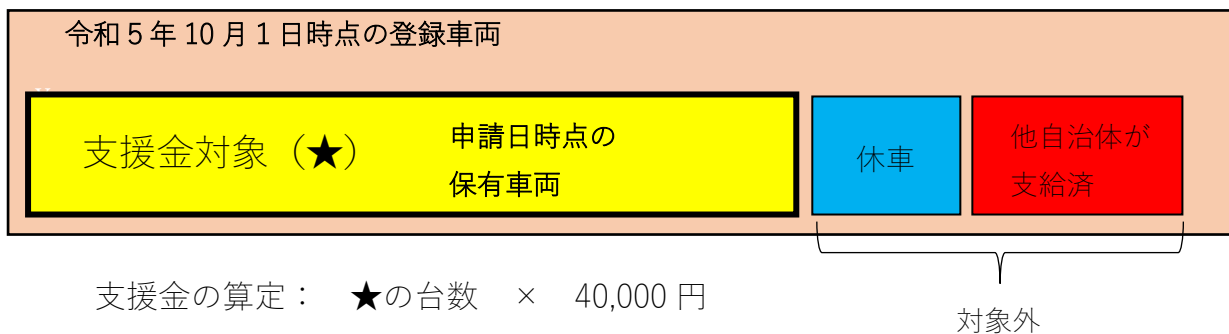
$$\cdot \text{貸切バス台数} \times 4 \text{万円} = \text{交付額}$$

3 支援金の対象となる（台数としてカウントする）車両は？

令和5年10月1日時点で岩手運輸支局に登録されている貸切バス（※）のうち、現時点で保有する車両です。

※「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号）」による休車は対象外となります。

また、県内の他の市町村が実施する同支援金を既に受けた車両は対象外となります。



4 令和5年10月2日以降に休車とした車両は対象となるか？

申請時点において休車となっている車両は対象外です。

5 休車を対象外としている理由は？

本支援金は、昨今の燃料費高騰に対する負担軽減を目的としていることから、現に使用されている車両を対象としています。

6 給付申請から支援金振込までの流れはどうか？

給付申請受理後、書面審査を行い、問題が無ければ給付決定通知をお送りしますので、給付決定通知を確認後、請求書を提出してください。